


平成30年6月28日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目8番15号
 **飛島建設株式会社**
代表取締役社長 乗 京 正 弘

株式併合に伴う当社株式のお取扱いについて

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第75回定時株主総会において、平成30年10月1日をもって、当社普通株式10株につき1株の割合で株式を併合する議案が承認可決されました。

これにより、平成30年9月30日（実質上は9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式10株に対し1株の割合で株式併合が行われ、ご所有株式数は10分の1となります。

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、法定の手続きにより一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、本株式併合により会社の資産や資本に変更はございませんので、本株式併合後における1株当たりの純資産額は10倍となります。

来期の配当金につきましても、本株式併合後の株式数を基に1株当たりの配当金を設定いたしますので、株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはございません。

また、単元未満株式（1株～99株）をご所有の株主様には、単元未満株式の買取・買増請求制度がございますので、裏面記載の「単元未満株式の買取・買増請求制度について」をご高覧くださいますようお願い申しあげます。

株主様におかれましては、今後とも格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

【日程】

平成30年10月1日	株式併合、定款一部変更の効力発生日
平成30年11月中旬（予定）	平成30年9月30日の株主名簿に記録されている株主様宛てに株式併合割当通知の発送
平成30年12月上旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

単元未満株式の買取・買増請求制度について

単元未満株式（1株～99株）は、市場で売却することができないため、当社が時価で株式を買い取る「単元未満株式の買取請求制度」および単元株式数（100株）になるまで株主様が株式を買い増す「単元未満株式の買増請求制度」がございます。

この制度をご利用される場合は、証券会社等で管理されている株式は、お取引のある証券会社での受付となり、特別口座にて株式を管理されている株主様は、末尾記載の当社株主名簿管理人での受付となります。（特別口座にて管理された単元未満株式のみをお持ちの株主様には、「単元未満株式（1株～99株）買取のご案内」を同封しておりますので、併せてご高覧ください。）

単元未満株式の買取・買増請求制度の日程は以下のとおりです。

【単元未満株式の買取請求制度】

年 月 日	買取請求手続き
平成30年9月21日（金）	株式併合前における単元未満株式の買取請求の最終受付日 ※
平成30年9月25日（火） ～平成30年9月28日（金）	単元未満株式の買取請求の受付停止期間
平成30年10月1日（月）	株式併合後における単元未満株式の買取請求の受付開始日

【単元未満株式の買増請求制度】

年 月 日	買増請求手続き
平成30年9月11日（火）	株式併合前における単元未満株式の買増請求の最終受付日 ※
平成30年9月12日（水） ～平成30年9月28日（金）	単元未満株式の買増請求の受付停止期間
平成30年10月1日（月）	株式併合後における単元未満株式の買増請求の受付開始日

※株式併合前の買取・買増請求の受付日は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しておりますが、証券会社等により、異なる場合がございますので、お取引のある証券会社にご確認ください。

その他、株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
お問い合わせ先 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
フリーダイヤル 0120-288-324
(土・日・祝日を除く9:00～17:00)

以上